

平成29年第4回池田町教育委員会定例会 会議録

池田町教育委員会会議規則（昭和31年10月8日教育委員会規則第3号）第19条の規定により以下のとおり調製した。

1、開会及び閉会に関する事項

開会日時	平成29年	4月19日（水）	午前	9時30分
閉会日時	平成29年	4月19日（水）	午前	10時50分
開催場所	池田町教育委員会 2階会議室			

2、出席委員の氏名

加 賀	学	（教育長）
佐 藤	敏 昭	（職務代理者）
塩 谷	吉 広	（委員）
杉 山	知 子	（委員）
鈴 木	良 子	（委員）

3、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

天 野	和 則	（教育課長）
永 田	尚 志	（教育課主幹）
伊 倉	将 光	（指導主事）
赤 松	真 哉	（教育課学校教育係長）

4、議題及び議事の概要

報告第7号	平成29年度就学援助世帯の認定について
報告第8号	池田町教育研究所所員等の委嘱の件
議案第7号	池田町立学校管理規則の一部を改正する規則
議案第8号	池田町教育委員会事務局職員の人事について
議案第9号	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱の件
議案第10号	池田町教育支援委員会委員の委嘱の件
議案第11号	池田町学校評議員の委嘱の件
議案第12号	池田町社会教育委員の委嘱の件
議案第13号	池田町文化賞及びスポーツ賞審議会委員の委嘱の件
議案第14号	池田町文化財保護審議会委員の委嘱の件

5、議題となった動議を提出した者の氏名 な し

6、質問又は、討議をした者の氏名及びその要旨 な し

7、議 決 事 項

議案第7号	池田町立学校管理規則の一部を改正する規則	原案可決
議案第8号	池田町教育委員会事務局職員の人事について	原案可決
議案第9号	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱の件	原案可決
議案第10号	池田町教育支援委員会委員の委嘱の件	原案可決
議案第11号	池田町学校評議員の委嘱の件	原案可決

議案第12号	池田町社会教育委員の委嘱の件	……………	原案可決
議案第13号	池田町文化賞及びスポーツ賞審議会委員の委嘱の件	……………	原案可決
議案第14号	池田町文化財保護審議会委員の委嘱の件	……………	原案可決

平成29年第4回 池田町教育委員会定例会 会議録詳細

加賀教育長	1 開 会 (9:30) ただいまから、平成29年第4回定例会議を開会いたします。
加賀教育長 各委員	2 会期の決定 会期は本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。 異議なし
加賀教育長	3 議事録署名委員指名 本日の会議の会議録署名委員として塩谷委員を指名いたします。あわせて、 会議録調製員として教育課学校教育係長を指名いたします。
加賀教育長 事務局 加賀教育長	4 議事録報告及び承認 前回の議事録を事務局より報告させます。 平成29年第3回定例会議の概要を報告。 報告を受けた内容でよろしいでしょうか。疑義が無ければご承認して いただいたものといたします。前回指名した鈴木委員に署名をお願いします。 — 佐藤委員により署名が行われる —
加賀教育長 加賀教育長 各委員 加賀教育長	5 行政報告 平成29年3月17日(金)から平成29年4月18日(火)の行政報告を おこなう。 ただいまの行政報告に何か質問があれば、お受けいたします。 なし。 無いようですので、行政報告を終わります。
加賀教育長 各委員 加賀教育長	6 議 事 等 これより議事に入ります。 報告第7号から報告第8号については、個人情報に関する案件ですので、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非 公開として進めたいと思いますが、宜しいでしょうか。 了解。 では、報告第7号から報告第8号については、非公開として進めます。 (非公開の審議) —非公開終了—

<p>加賀教育長 事務局</p>	<p>続いて、議案第7号 池田町立学校管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。事務局より説明いたします。</p> <p>議案第7号池田町立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明します。議案書は7ページ、参考資料は2ページから3ページになります。</p> <p>池田町立学校管理規則は、町立学校の管理運営の基本的な事項を定め、学校の円滑な管理運営を図るものです。今回改正するのは学校職員の勤務時間等に関するものと、校長の事務引継に関するものです。学校職員の勤務時間等については、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する北海道条例及び北海道規則の規定を準用し定めているところですが、2点について一部改正がありましたので本町の規則も合わせて改正するものです。1点目は、北海道条例及び北海道規則の一部改正により、人事委員会が定める業務に関して4時間の勤務日の変更に加え、3時間45分の変更を行うことができるよう改正されました。この改正に合わせて、池田町立学校管理規則の第10条第3項で週休日及び勤務時間の割振り等に関して改正するもので、関連して第9条の文言を変更しています。今回の改正により、週休日の4時間勤務と3時間45分の勤務を合わせて、7時間45分の1日の勤務時間として、1日の振替を行うことが可能となります。2点目は、校長が退職、転任等の辞令を受けたときに事務引継を行う規定を、学校職員の人事異動を発令通知により行うこととしたため、事務引継及び赴任に関する規定について所要の改定を行っています。この改正に合わせて、池田町立学校管理規則第25条第1項を記載のとおり改めるものです。なお、この規則は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用します。</p> <p>以上説明を終わります宜しくご審議下さい。</p>
<p>加賀教育長 各委員</p>	<p>議案第7号に対する質疑を行います。質疑のある委員からの発言をお願いします。</p> <p>なし</p>
<p>加賀教育長 各委員</p>	<p>質疑が無いようですので、議案に対する質疑を終了し、原案の通り可決することでご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p>
<p>加賀教育長 各委員</p>	<p>議案第5号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次の議案第8号から議案第14号については、個人情報に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開として進めたいと思いますが、宜しいでしょうか。</p> <p>了解。</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>では、議案第8号から議案第14条については、非公開として進めます。 (非公開の審議)</p> <p>—非公開終了—</p> <p>7 その他</p>

<p>加賀教育長 加賀教育長</p>	<p>以上で、議事を終わり、その他に入ります。 今年度の教育行政執行方針の施策の一つであるコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育について、教職員だけでなく保護者や地域等、学校にかかわっていただく方を対象に制度を周知するため、5月10日に「コミュニティ・スクール講演会」を開催する。</p>
<p>事務局 事務局</p>	<p>－3月23日実施の議会文教厚生常任委員会所管事務調査の報告－ －今後の日程について－</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>8 閉 会（10：50） 以上で、平成29年第4回定例会議を閉会いたします。</p>